

・ R6. 1. 19 **追加**

○VII-15 令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に
係る政治資金監査報告書の記載方法

旧	新
	<p>VII-15 令和6年能登半島地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法</p> <p>Q 令和6年能登半島地震による災害により、政治団体が会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は振込明細書のうち、その一部を滅失し、収支報告書には会計責任者が事実を確認できる支出のみが記載され、収支報告書に記載されていない支出がある場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。</p> <p>A 「令和6年能登半島地震による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できるものについてのみ記載することとする。この場合において、いわゆる罹災証明書の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。」という通知が政治資金課から出されたところです。</p> <p>国会議員関係政治団体の支出のうち、令和6年能登半島地震による災害により会計責任者においてその事実を確認することができず、収支報告書に記載されていない支出がある場合には、政治資金監査報告書において、「VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例 (3)」の別記に記載することが適当です。</p> <p>なお、別記の記載例は下記のとおりです。</p> <div data-bbox="810 1827 1362 1984" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(別記)</p> <p>会計責任者が、収支報告書に記載されていないとしている支出。</p> </div>